

## 今泉工場建替事業者選定委員会設置要綱

(令和8年3月25日環境局長決裁)

### (設置)

第1条 新今泉工場の施設整備、運営及び維持管理を行う事業者（以下「事業者」という。）の選定を公平かつ適正に実施するため、今泉工場建替事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 事業者の選定方法に関すること
- (2) 事業者選定に係る評価基準に関すること
- (3) 事業者選定に係る審査及び評価に関すること
- (4) その他事業者選定に係る必要な事項に関すること

### (構成)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって構成する。

2 委員は、学識経験者、本市の職員、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし会議の開催形式は集合開催形式の他、WEB会議形式も可とする。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、委員長が特に必要があると認めた議事については、書面により議決することができる。この場合において、当該議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(守秘義務)

第6条 委員は業務上知りえた内容や秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境局施設部施設課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年3月30日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、事業者の選定に係る事業者との事業実施契約の日限り、その効力を失う。